国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和６年６月３日
関　東　運　輸　局

一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止及び輸送施設の使用停止処分について

法令違反の疑いがある旨の情報があったことをきっかけとして、下記の一般貨物自動車運送事業者に対し、監査を実施しました。その結果、一般貨物自動車運送事業の名義貸しが確認されたことなどから令和6年6月3日付けをもって、貨物自動車運送事業法に基づく「３０日間の事業停止等」の行政処分を行ったのでお知らせします。

記

１．違反行為の概要

令和４年１０月３０日、同年１２月７日及び令和５年３月２３日に処分対象事業者の愛甲営業所に対し監査を実施したところ、名義の利用等の禁止違反（貨物自動車運送事業法第２７条第１項） 等、合計１２件の貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に違反する事実が確認されました。（詳細は別紙参照）

２．処分対象事業者

- 事 業 者 名 ：末輝海運　株式会社
- 主たる事務所の位置 ：神奈川県厚木市長谷１１５５－４　ニューパーク１０１
- 代 表 者 名 ：新井　悦子

３．処分内容

- 処分年月日 ：令和6年６月３日
- 一般貨物自動車運送事業の全部停止処分及び輸送施設の使用停止処分

 当該事業者の愛甲営業所（神奈川県厚木市長谷１１５５－４　ニューパーク１０１）について、３０日間の事業停止処分及び１０５日車（１両×５２日、１両×５３日）の車両停止処分。

《問い合わせ先》
関東運輸局自動車運送事業安全監理室　　担　当：平野、角田
ＴＥＬ：０４５－２１１－７２４９（直通）
ＦＡＸ：０４５－２０１－８８０４
配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙

別紙

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分の年月日	令和６年６月３日
（２）事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	末輝海運　株式会社
	新井　悦子
	神奈川県厚木市長谷１１５５－４　ニューパーク１０１
（３）当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	愛甲営業所
	神奈川県厚木市長谷１１５５－４　ニューパーク１０１
（４）行政処分等の内容	事業の全部停止処分３０日間及び輸送施設の使用停止処分１０５日車
（５）主な違反事項	名義の利用等の禁止違反（貨物自動車運送事業法第２７条第１項）
（６）違反行為の概要	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和４年１０月３０日、同年１２月７日及び令和５年３月２３日監査を実施。１２件の違反が認められた。 （１）乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業安全規則第３条第４項） （２）点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～3項） （３）業務記録の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項） （４） 運行記録計による記録義務違反（貨物軽自動車運送事業輸送安全規則第９条） （５）運行指示書の作成義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第９条の３第１項） （６）運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項） （７）初任運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第２項） （８）定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の３） （９）運行管理者の講習受講義務違反（貨物自動車運送事業安全規則第２３条第１項） （１０）名義貸し（貨物自動車運送事業法第２７条第１項） （１１）事業計画（自動車車庫）の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項） （１２）報告義務違反（貨物自動車運送事業法第６０条第１項、貨物自動車運送事業報告規則第２条の２）
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　４１点 当該事業者の累積点数（関東運輸局管内）　４１点